

漁業法（昭和24年法律第267号）第58条において読み替えて準用する同法第42条第1項の規定に基づき、及び同項の規定を実施するため、青森県漁業調整規則（令和2年青森県規則第59号。以下「規則」という。）第4条第1項第17号に掲げる底建網漁業につき、規則第11条第1項各号に掲げる制限措置の内容及び許可又は起業の認可を申請すべき期間等を次のように定める。

令和3年8月30日

青森県知事 三村 申吾

1 許可又は起業の認可をすべき漁業者の数のその他の制限措置

漁業種類	許可又は起業の認可をすべき漁業者の数	推進機関の馬力数	操業区域	漁業時期	漁業を営む者の資格	許可又は起業の認可を申請すべき期間	備考
底建網漁業	5人	定めなし	次の点ア、イ、ウ、エ、オ、カ、キ及び点アを順次に結んだ直線によって囲まれた区域。 基点第1号 むつ市大畑町大畑港東防波堤灯台中心点 基点第2号 むつ市大畑町正津川高待とむつ市大字関根字前浜との境界と最大高潮時海岸線との交点 基点第3号 むつ市と下北郡東通村との境の小ビツケ川河口左岸 点ア 基点第1号から真方位45度30分3,300メートルの点 点イ 基点第1号から真方位45度30分4,100メートルの点 点ウ 基点第1号から真方位66度4,200メートルの点 点エ 基点第2号から真方位28度7,000メートルの点 点オ 点カから真方位45度30分3,000メートルの点 点カ 基点第3号から真方位15度3,700メートルの点 点キ 基点第2号から真方位45度30分3,700メートルの点	10月15日から翌年6月30日まで	むつ市大畑町に住所を有する者	令和3年8月30日から令和3年9月30日まで	1 許可の有効期間は、令和3年10月15日から令和4年6月30日までとする。 2 次に掲げる内容の条件を付けることがある。 (1) 入網したさきは、ただちに放流しなければならない (2) 10月15日から12月24日までの間は、水深60メートル以深で操業してはならない (3) 東定第12号定置漁業の操業中は、身網の前後面、沖側及び垣網から各500メートル以内で操業してはならない (4) 設置できる漁具の統数は、2ヶ統以内とする (5) 漁具の規模は、身網の高さ6.6メートル以内及び垣網の長さ75メートル以内とする (6) 漁具の設置中は、許可番号及び漁業者名を明記した縦横それぞれ30センチメートル以上の標識旗を1.5メートル以上の高さのボンデンに付し、身網部及び垣網部の端に掲げること (7) 使用船舶の船体中央部外板両側面の喫水線から手摺まで1メートル幅で赤色に塗装すること
	12人				むつ市大字関根に住所を有する者		
	3人				次の点ク、ケ、コ、サ及び点クを順次に結んだ直線によって囲まれた区域。 基点第4号 下北郡東通村大字蒲野沢と大字野牛との境の稲崎川河口左岸 点ク 基点第4号から真方位324度30分5,200メートルの点 点ケ 基点第4号から真方位336度30分5,500メートルの点 点コ 基点第4号から真方位350度30分4,900メートルの点 点サ 基点第4号から真方位348度30分3,900メー		

			ルの点				(5)使用船舶の船体中央部外板両側面の喫水線から手摺まで1メートル幅で赤色に塗装すること
	1人		次の点シ、ス、セ、ソ及び点シを順次に結んだ直線によって囲まれた区域。 基点第5号 下北郡東通村大字岩屋と大字野牛との境の袈部川尻に設置した標柱 点シ 基点第5号から真方位300度30分4,400メートルの点 点ス 基点第5号から真方位305度30分5,300メートルの点 点セ 基点第5号から真方位328度4,700メートルの点 点ソ 基点第5号から真方位328度3,700メートルの点		下北郡東通村大字野牛に住所を有する者		
	1人		次の点ソ、タ、チ、ツ及び点ソを順次に結んだ直線によって囲まれた区域。 基点第5号 下北郡東通村大字岩屋と大字野牛との境の袈部川尻に設置した標柱 点ソ 基点第5号から真方位328度3,700メートルの点 点タ 基点第5号から真方位328度4,000メートルの点 点チ 基点第5号から真方位347度30分4,500メートルの点 点ツ 基点第5号から真方位349度4,200メートルの点		下北郡東通村大字岩屋に住所を有する者		
たら底建網漁業	14人	定めなし	次の点ア、イ、ウ、エ、オ、カ及びアの各点を順次に結んだ直線によって囲まれた区域 基点1 下北郡佐井村大字長後字牛滝焼山崎に設置した標柱 基点2 下北郡佐井村とむつ市脇野沢との境に設置した標柱 点ア 基点1から磁針方位307度3,800メートルの点 点イ 基点1から磁針方位303度4,800メートルの点 点ウ 基点1から磁針方位290度4,700メートルの点 点エ 基点2から磁針方位285度4,700メートルの点 点オ 基点2から磁針方位285度3,700メートルの点 点カ 基点1から磁針方位290度3,700メートルの点	12月1日から翌年2月19日まで	下北郡佐井村に住所を有する者	令和3年11月1日から令和3年11月15日まで	1 許可の有効期間は、令和3年12月1日から令和4年2月19日までとする。 2 次に掲げる内容の条件を付けることがある。 (1) 40センチメートル四方以上の亜鉛鉄板に蛍光塗料または蛍光性プラスチックフィルムで許可番号及び漁業者名を明記した標識を水面上1.5メートル以上の高さに掲げなければならない (2) 夜間及び視界不良時は、入網又は揚網してはならない (3) 敷設できる漁具の統数の上限は、2ヶ統以下とする